

2019年10月24日

坂戸ガス株式会社

## 2019年台風19号で被災されたお客さまに対する電気料金特別措置に関するお知らせ

2019年台風19号により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

このたび、同台風により被災された地域に災害救助法が適用されました。

これに伴い、坂戸ガス株式会社は、被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記のとおり、電気料金の特別措置を講ずることといたします。

### 記

#### 1. 適用対象

災害救助法が適用された地域【別紙】で被災され、お申し出いただいたお客さまに適用させていただきます。

#### 2. 特別措置の内容

(1) 災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまへの対応

①災害救助法の適用日時点で当社と電気契約を締結しているお客さま

i) 9月(支払期限日が災害救助法適用日以降のもの)、10月、11月検針分の電気料金の支払期限<sup>※1</sup>を1か月間延長いたします。

※1 当社のガスと電気をセットでご使用のお客さまは、電気料金支払義務発生日の翌日から起算して60日目。9月、10月検針分の料金は消費税率8%、11月検針分の料金は消費税率10%を適用いたします。

ii) 被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6か月間<sup>※2</sup>において、被災が原因で電気を全く使用されなかった場合については、電気料金の基本料金を申し受けません。

※2 検針日によって、10月から翌年3月までのケースと11月から翌年4月までのケースが発生します。

iii) 引込線、計量器などの取付位置を変更される場合で、2020年4月末日までにお申し込みいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

iv) 災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年4月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

ただし、お客さまのご契約内容により適用対象とならない場合があります。

②災害救助法で適用された地域で被災されたお客さまで、被災に起因する転居等により、新たに当社と電気契約を締結するお客さま

i) 10月、11月使用開始分の電気料金の支払期限<sup>※3</sup>を1か月間延長いたします。

※3 当社のガスと電気をセットでご使用のお客さまは、電気料金支払義務発生日の翌日から起算して60日目。料金は消費税率10%を適用いたします。

### 3. 特別措置の申込み方法

坂戸ガス株式会社

営業サービス部 料金グループ

【電話】 0120-35-2025 (フリーダイヤル)

049-284-9000 (代表)

【受付時間】 平日 8:30~17:15

※坂戸ガス株式会社は東京ガス株式会社の取次店です。

小売事業者東京ガス株式会社/登録番号 A0064

## 災害救助法が適用された地域（2019年10月16日時点）

## ①当社供給区域に含まれる市区町村

県	市区町村	法適用日
埼玉県	坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、比企郡鳩山町	10月12日

## ②当社供給区域に含まれない市区町村

災害救助法適用行政区のうち、当社供給区域に含まれない行政区の最新情報は、内閣府「防災情報のページ」をご確認ください。